

甲第  
316  
号証

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外186名

1 審被告 関西電力株式会社

### 準備書面 (28)

平成28年2月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智



弁護士 山 内 喜



弁護士 中 室



## 目 次

第1	「震源を特定せず策定する地震動」について.....	4
1	「震源を特定せず策定する地震動」の評価に関する主張について.....	4
2	地震観測記録に関する主張について.....	7
3	地震動評価結果の報告書に関する主張について.....	8
	(1) 財団法人地域地盤環境研究所の報告書について.....	8
	(2) 独立行政法人原子力安全基盤機構の報告書について.....	12
第2	応答スペクトルに基づく地震動評価について.....	13
1	耐専式の適用に関する主張について.....	13
	(1) 耐専式の不適用について.....	13
	(2) 各種の距離減衰式による評価について.....	15
2	耐専式に係る最新の科学的・技術的知見に関する主張について.....	16
第3	断層モデルを用いた手法による地震動評価について.....	19
1	入倉・三宅(2001)に関する主張について.....	19
	(1) 入倉・三宅(2001)の関係式を含むレシピの一連の地震動評価手法につい て.....	19
	(2) 中央防災会議の資料に基づく主張について.....	20
	(3) 島崎邦彦氏の発表内容について.....	22
	(4) 複数の特性化震源モデルの設定について.....	24
2	応力降下量に関する主張について.....	26
第4	「偶然変動等によるバラツキ」に関する主張について.....	29

係式についても、断層の捉え方が入倉・三宅（2001）の関係式とは異なっている。

このようなことから、各種の関係式との単純な比較に基づいて入倉・三宅（2001）の関係式が過小評価をもたらすとし、これを地震動評価に用いることが許されないとする1審原告らの批判は、科学的合理性を欠くものである。

ウ なお、上記のとおり、入倉・三宅（2001）の関係式は、レシピの策定当初から現在まで採用され続けており、1審原告らが示す甲 213 号証が平成 18 年 12 月 7 日に配布された（乙 97, 中央防災会議ウェブサイト「東南海, 南海地震等に関する専門調査会（第 26 回）」）後のレシピの改訂の際にも見直されていない（乙 77, 甲 56）。以上のことから、入倉・三宅（2001）の関係式は信頼性を有しているのである。

### （3）島崎邦彦氏の発表内容について

ア 1審原告らは、入倉・三宅（2001）の関係式によると地震規模が過小評価となるという主張の根拠として、島崎邦彦氏による日本地球惑星科学連合学会 2015 年大会での発表の内容（甲 193）を挙げている（1審原告ら控訴審第 13 準備書面 9 頁）。

イ しかし、1審被告準備書面（25）14～15 頁で述べたとおり、1審原告らが主張する島崎氏の発表の内容（甲 193）については、明確なデータや根拠等が示されておらず、その正確な内容は明らかではない。したがって、現時点においてその正確な内容を踏まえた反論は困難である。

もっとも、甲 193 号証には、断層長さ（ $L$ ）と地震モーメント（ $M_0$ ）との関係式が（1）から（4）まで 4 つ挙げられているところ、これらは、「わ

---

ら、武村（1998）の関係式は、断層長さに依拠して策定されたものといえる。一方、入倉・三宅（2001）の関係式は、断層面積（ $S$ ）と地震モーメント（ $M_0$ ）との関係に関する既往の知見を踏まえ（乙 75, 857 頁 18 行目以下）、他のパラメータを介さずに、直接、断層面積から地震モーメントを算定する方法として策定されたものである（乙 75, 860 頁 28 行目以下）。

かりやすさを重視して表現すると次のようになる」との断り書きが前段に記載されているとおり、本来は必ずしも同列には単純比較できない関係式を便宜上列挙したものと考えられる。

ウ すなわち、甲 193 号証の (4) の式は、「入倉・三宅 (2001) では地震モーメントと断層面積との関係式が提案されているが、厚さ 14km の地震発生層中の垂直な断層を仮定し (4) を導いた」と記載されていることから分かりますとおり、断層幅は仮定的に固定し、断層の長さを特に重視する発想に立って、入倉・三宅 (2001) の関係式をもととした断層長さ (L) と地震モーメント ( $M_0$ ) との関係式を便宜的に導き出したものに過ぎない。一方、本来の入倉・三宅 (2001) の関係式は、上記 (1) 及び (2) でも述べたとおり、詳細な調査等に基づき、具体的な震源断層の位置・構造を想定した上で、断層長さ、断層幅、断層傾斜角等をそれぞれ設定して震源断層の面積 (S) を求め、そこから地震モーメント ( $M_0$ ) を算出することを念頭に置いたものである。

したがって、「わかりやすさを重視して」便宜上求められた甲 193 号証における (4) の式は、断層幅を仮定的に固定して断層長さ (L) と地震モーメント ( $M_0$ ) との関係式としたものであり、詳細な調査等に基づき、具体的な震源断層の位置・構造を想定した上で、断層長さ、断層幅、断層傾斜角等をそれぞれ個別に設定して求める震源断層の面積 (S) と地震モーメント ( $M_0$ ) の関係を示す本来の入倉・三宅 (2001) の関係式とは、断層の捉え方が全く異なるものなのである。

エ 以上のような点を度外視して、入倉・三宅 (2001) の関係式が地震動を著しく過小評価するものであるかのように述べる 1 審原告らの主張は、不適切なものである。